

令和5年3月15日

事業主様

大阪自転車健康保険組合

出産育児一時金の改定及び令和5年度任意継続被保険者の
標準報酬月額上限改定について

平素は、当組合の事業運営に格別なご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が交付され、出産育児一時金及び家族出産育児一時金が下記のとおり改定されます。

また、健康保険法第47条第2項に規定する令和4年9月30日における当組合の全被保険者に係る標準報酬月額を平均した額は399,839円となりました。これに伴い任意継続被保険者の標準報酬月額は下記のとおり、上限改定となりますのでお知らせいたします。

記

1. 出産育児一時金及び家族出産育児一時金の改定

現行 42万円 → 改正後 50万円（令和5年4月1日以降の分娩）
ただし、産科医療補償制度に未加入の医療機関等で出産された場合は48万8千円

2. 任意継続被保険者の標準報酬月額（上限）

27等級 410,000円（令和5年3月31日まで 380,000円）

適用期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

以上